

答 申 書

平成 24 年 7 月 24 日

枚方市特別職報酬等審議会

平成 24 年 7 月 24 日

枚方市長 竹 内 脩 様

枚方市特別職報酬等審議会
会 長 松 葉 知 幸

市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、
常勤の監査委員、教育長の退職手当の額のあり方について（答申）

平成 23 年 11 月 11 日付けで市長から『市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員、教育長の給料及び退職手当の額のあり方について』を諮問事項とする諮問を受けました。

諮問を受け、本審議会としては、まず平成 11 年度から長年にわたって改定されていなかった給料について、早急に適切な額を示すことが必要と判断し、平成 24 年 2 月 14 日付で給料の額に関する答申を行いました。

その後、市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員、教育長の退職手当のあり方について、引き続き様々な視点から慎重に審議した結果、以下のとおり答申いたします。

また、議論の中で、今回の諮問事項以外にも様々な問題提起がなされましたので、「付記事項」として審議会の意見を述べさせていただきます。

記

第 1 答申の趣旨

1 特別職の退職手当のあり方について

市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員、教育長の退職手当については、現在の条例規定どおりとすることが適当である。

第2 答申の理由

1 基本的事項

本審議会は、特別職の退職手当について審議するにあたり、次の基本的事項を共通の認識としたうえで審議を行った。

(1) 地方公務員の退職手当制度について

一般職の地方公務員の退職手当は、勤続報償、賃金後払、生活保障の要素が不可分的に混合しているものであるが、特に長期間継続勤務する場合の勤続報償的な考え方が基本にあると解され、地方公務員法に定める均衡の原則を考慮し、国家公務員の制度を踏まえ決定されるべきものとの考えから、多くの自治体が総務省（旧自治省）が示す「職員の退職手当に関する条例案（昭和28年9月10日自治丙行発第49号自治庁行政部長通知）」に基づき、退職手当に関する条例を規定している。

一方で、市長等の特別職の常勤職員は退職手当の支給対象とされているが、一般職の職員とは別に退職手当の基準を規定することは差し支えないと解されていることから、各自治体が職責の重要性や任期の定めがあること等を踏まえ、条例で特別職の退職手当を一般職とは異なる基準で規定している。

(2) 本市における退職手当制度の変遷について

本市特別職の退職手当について、過去には、まず退職時に一般職の退職手当と同様の基準で『一般の退職手当』として支給し、その後に、特別職としての在職期間について、功績度合い等による支給割合を議会に諮った上で、『特別分の退職手当』を追加支給していた。

しかし『一般の退職手当』について、一般職を退職して引き続き特別職となった職員が退職する場合、一般職の在職期間と特別職の在職期間を通算した上で特別職として受けていた退職時の給料額を乗じて算出するものであったため、これを疑問視する声があったことなどから、全国的な見直しの動きが活発化する中で、平成7年6月に現在の「市長等の退職手当に関する条例」を制定し、一般職の退職後に引き続き特別職となる場合であっても、一般職の退職時に一旦退職手当を支給し、特別職の退職手当については、任期ごとに条例で規定される支給割合に基づく額を支給することとした。

なお、支給割合については、当時、大阪府下で任期ごとに退職手当を支給していた17市の平均を基に規定された。

(3) 現在の特別職の退職手当について

平成7年に「市長等の退職手当に関する条例」において、以下の算定式で任期ごとに支給されることが規定され、現在まで改定されていない。

市長	給料月額 × 在職月数 × 支給割合（100分の50）
副市長	給料月額 × 在職月数 × 支給割合（100分の30）
上下水道事業管理者	給料月額 × 在職月数 × 支給割合（100分の20）
病院事業管理者	給料月額 × 在職月数 × 支給割合（100分の20）

常勤の監査委員 給料月額 × 在職月数 × 支給割合 (100 分の 15)

教育長 給料月額 × 在職月数 × 支給割合 (100 分の 20)

(4) 他の団体との比較における退職手当の状況について

本市特別職の退職手当の支給額や算定式、また市長の退職手当額に対するその他の特別職の退職手当額の割合等について、大阪府下各市及び全国人口類似団体との比較を行った。

なお、市長に支給する退職手当の支給割合について、平成 23 年 7 月 1 日の基準では、大阪府下の平均は約 100 分の 44、人口類似団体では約 100 分の 52 となっている。

2 審議の経過及び答申の考え方

審議については、まず市長の退職手当から行い、その結果を踏まえた上で、市長以外の特別職の退職手当について審議していくこととした。

(1) 市長の退職手当について

ア. 審議の前提

平成 24 年 4 月に市長等特別職の給料額が減額改定された。これは、民間企業の給与額との均衡を図るためになされた人事院勧告に準拠し減額改定されてきた、一般職の部長級以上の職員における給料の減少率を考慮した額とすることが適当とした本審議会の答申を踏まえて行われたものである。

給料額は退職手当の算定の基礎となるものであるから、この減額改定により、退職手当についてもすでに一定額の引き下げは行われている。

イ. 審議の方向性

一般職の地方公務員の退職手当は、長期間継続勤務したことに対する勤続報償的な考え方が基本にあると解されている。しかし市長の職が公選職であることや、退職手当が任期ごとに支給されることなどを考慮した場合、同様の考え方のみで説明することはできないとし、まずは市長に支給される退職手当がどのような性格を持つものであるかを定義付けることが退職手当の額の適正なあり方を導き出すために必要不可欠であるとして、市長の退職手当の性格について審議することとした。

また、任期中の功績について、市民等から評価を受け、その結果を何らかの形で退職手当の額に反映できないかといったことが委員から提起されたことから、この点についても並行して審議、検討していくこととした。

ウ. 審議の概要

市長の退職手当の性格について、選挙により市民から選ばれる職であること、条例であらかじめ基準が規定されていること、また、任期中の功績の度合いに関らず定められた額が支給されること等を考慮した場合、必ずしも一般的に言われる勤続報償的な考え方のみではなく、任期中に受ける給料や各種手当が、市長と市民の間で交わされる契約の条件であり、退職手当はその条件のひとつと考えることが適当であるとした。

ただし、そのためには、本来は退職手当のみでなく、任期中に受けることとなる

給料及び手当の総収入額を総合的に勘案する必要があり、今後も任期中の総収入額のあり方については検証、検討していくことが必要と考える。

退職手当に功績評価を反映することについて、市長の評価を誰がするのかといった疑問の声や、市長はすでに選挙によって市民の評価を受けているとする意見、また市民が参画できる機会を設けることの意義や、任期中の功績度合いに関わらず同じ額が支給されることの是非についてなど様々な意見が出され、さらに、退職手当では例がなかったが、評価を期末手当等に反映している他の自治体の例なども参考にしながら議論した。

退職手当に功績評価を反映させることには一定の意義があると考えているので、今後において、そうしたことも視野に入れて検討する必要性があると考えている。

エ. 審議における考え方の結論

給料の額について、本審議会の答申では、他市との比較で現状の額が決して高額と言えるものではないことや、現在の本市財政状況が健全に推移していることなどから、現状維持や引き上げと考えることもできるとしながらも、現在の厳しい社会情勢等を踏まえると、一定の引き下げを行うことが適当とした。

退職手当についても、本市財政が今後において決して楽観視できないことや、厳しさを増す現在の社会経済情勢等を考慮した場合、現時点において退職手当を引き上げることは、市民の同意を得がたい状況にあるとした。

給料額については、民間企業の水準を考慮し引き下げられてきた、一般職の部長級以上の職員における給料の減少率を基本とした減額を適当とする本審議会の答申を踏まえ、平成24年4月に5万7,000円減額改定された。

給料額が減額改定されたことで、給料額が算定の基礎となる退職手当も、結果として4年間の任期中で136万8,000円の減額がされている。

こうしたことから、退職手当についても民間企業や一般職の職員、ひいては社会情勢に応じた引き下げはすでになされたものと考えてことができ、その上で、更に引き下げる具体的な根拠については乏しいと言わざるを得ない。

したがって、市長の退職手当については、現在の条例規定どおりとすることが適当であると判断した。

(2) 副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員、教育長の退職手当について

現在事業管理者と同額である教育長の退職手当について、事業管理者と比較して職員数、勤務日数等が多いことや、教育施策が広域にわたることなどから、退職手当の額に一定の差を設けることが望ましいとの意見があった。

しかし、それぞれの職の具体的な差異について、本審議会の議論の中のみで明確に見出すことは困難であり、今後、さらに踏み込んだ検証が必要であるとする認識を確認することとした。

こうした議論は給料額を審議したときもなされたが、各特別職が一体となって本市の行政改革を推し進めていかなければならない現状から、それぞれの立場で大きな責任を有する重要な職務であることに変わりはないと判断し、すべての職が市長に準じた率により改定することを適当とした答申を行った。

こうした経過を踏まえた場合、また、今回の答申において市長の退職手当を条例規定どおりとした理由からも、市長以外の特別職の退職手当について、市長と同様の取り扱いとすることが適当であると判断した。

3 結 論

市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員、教育長の退職手当については、現在の条例規定どおりとすることが適当と考える。

第3 審議会として付記する意見

今回、市長等の退職手当について答申を行ったものであるが、今後、特別職の報酬等について検討する際に考慮すべきこととして、以下のとおり審議会としての意見を述べることにする。

(1) 市長の退職手当の額について、本答申では、現在の条例規定どおりとすることが適当であるとした。

しかし一方で、任期中の功績等を評価し、退職手当に反映させるような制度について、市民への行政に関心を持つ機会の提供や、市長公約達成に向けた行政の取り組みの推進につながるなど、一定の意義があるものと考えられるため、こうした制度について、検討することも必要と考える。

また、こうした制度について検討することとなった場合には、市長以外の特別職についても、併せて検討する必要があると考える。

(2) 市長以外の特別職の退職手当について、これまで原則として市長に準じた取り扱いとしてきた。本答申においても同様としたが、各事業における施策や職務の内容、責任の度合い等によって、今後、個々の職で異なった取り扱いとなる可能性を考慮し、さらに踏み込んだ議論をすべきと考える。

(3) 本審議会の所掌事項は、市長等特別職の給料及び退職手当に限定されているが、本来的には年俸を基本に、支給を受けるものすべてを総合的に考える必要があることから、任期中の総収入額のあり方について検証、検討する必要があると考える。

～ 退職手当に係る審議会の開催状況・主な審議内容 ～

	開催日	主な審議内容
平成 23 年度 第 6 回審議会までは給料の額について審議し、第 7 回審議会で答申を提出		
平成 23 年度 第 7 回審議会	平成 24 年 2 月 14 日	◆特別職の退職手当について ・現行制度及び府下の状況等を確認
第 8 回審議会	平成 24 年 3 月 21 日	◆特別職の退職手当について ・基本的事項の確認の決定 ・市長の退職手当から審議することを確認 ◆市長の退職手当について ・審議の方向性を決定（手当の性格を議論）
平成 24 年度 第 1 回審議会	平成 24 年 4 月 23 日	◆市長の退職手当について ・引き続き、手当の性格に関する議論とともに功績や評価の手当反映についても議論
第 2 回審議会	平成 24 年 5 月 7 日	◆市長の退職手当について ・手当の性格の考え方を整理した上で、今回は条例規定どおりとすることで決定。評価の反映は付記するものとした ◆市長以外の退職手当について ・市長に準じた取り扱いとすることをベースに、職ごとの差異を検証していく
第 3 回審議会	平成 24 年 6 月 7 日	◆市長以外の退職手当について ・市長に準じた取り扱いとすることを決定 ◆答申の構成の審議
第 4 回審議会	平成 24 年 7 月 9 日	◆答申書の案について
第 5 回審議会	平成 24 年 7 月 24 日	◆答申書の提出

～ 枚方市特別職報酬等審議会委員 委員名簿～

	氏 名	選 任 区 分
会 長	松 葉 知 幸	学識経験者
会 長 職務代理者	谷 本 和 子	学識経験者
委 員	竹 下 寛	学識経験者
委 員	北 本 明	関係団体を代表する者
委 員	中 垣 信 行	関係団体を代表する者
委 員	宮 原 保 子	関係団体を代表する者
委 員	小 野 明 治	関係団体を代表する者
委 員	田 淵 公 仁 代	関係団体を代表する者 (平成24年6月6日まで)
委 員	土 井 圭 子	関係団体を代表する者 (平成24年6月7日から)
委 員	福 永 眞	公募による市民
委 員	宮 本 信 慈	公募による市民